

特別緑地保全地区買入れ等支援要綱

(令和 7 年 3 月 28 日都市づくり公社要綱第 264 号)

公益財団法人東京都都市づくり公社特別緑地保全地区買入れ等支援要綱を次のように定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社特別緑地保全地区買入れ等支援要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、屋敷林等の身近な樹林地の保全に有効な特別緑地保全地区の指定を促進することを目的として、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が東京都と連携し、区市町村による特別緑地保全地区等における土地の買入れ及び保全利用施設の整備等への支援助成を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第 2 条 支援は、東京都による特別緑地保全地区買取等補助事業実施要綱（令和 6 年 3 月 29 日付 5 都市政緑第 870 号制定、令和 7 年 3 月 24 日付 6 都市政緑第 918 号改正。以下「都実施要綱」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において使用する用語の定義は、都実施要綱において使用する用語の例による。

(支援の対象)

第 4 条 支援の対象者は、特別緑地保全地区がある東京都内の区市町村とする。

(支援の内容)

第 5 条 公社は、東京都からの出えんを受け造成する特別緑地保全地区買取等補助事業基金を事業費の財源として、区市町村に対して、以下の支援を行う。

(1) 特別緑地保全地区又は特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れに対する補助

(2) (1) で買い入れた土地における保全利用施設の整備及び都市緑地法施行規則第 1 条に定める機能維持増進事業に対する補助（都市緑地法施行規則第 1 条で定める機能維持増進事業に対する補助は、特別緑地保全地区における土地で実施する場合に限る。）

(報告等)

第 6 条 公社は、支援に関して必要と認めるときは、区市町村に対して報告を求めるもの

とする。また、区市町村が支援を受けて取得しようとする土地等について、現地確認を求めるものとする。

（事務経費）

第7条 公社が支援を実施するうえで必要な事務経費については、都実施要綱第10条に定めるとおり、東京都が補助する。

（推進体制）

第8条 公社は、支援の実施に当たり、東京都と密接に連携し、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進する。東京都は、区市町村が支援を受けて取得した土地及び整備した施設に係る手続き等を行う。

（個人情報）

第9条 公社は、支援の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援の実施について必要な事項は、公社と東京都が協議のうえ、その都度別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。